特殊詐欺事件及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺事件に係る迅速・確実な被害届の受理等の徹底及び事案の全容解明に向けた積極的な捜査の推進について（通達乙）

（令和６年４月19日、組対発第183号）

【概要】

特殊詐欺及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺に関する被疑者の検挙及び抑止対策を効果的かつ協力に推進するためには、各警察署においてこれらの被害を認知した場合、被害実態や手口等の詳細な把握・分析がこれらの詐欺への対策の根幹になることを念頭に置き、これらの詐欺に関する迅速かつ確実な被害届の受理等を徹底するとともに、所要の捜査を積極的かつ強力に推進するよう指示したものです。